

要介護認定申請に係る留意事項

令和5年度 集団指導資料
〔高齢者あんしん課 介護認定係〕

- (1) 令和5年度における変更点について
- (2) 要介護・要支援認定申請書等の作成に関する注意点
- (3) 入院時に申請する際の留意点
- (4) がん末期等により短期間のうちに急激な状態悪化の恐れがある場合の対応
- (5) 有効期間満了前の更新申請確認について

(1) 令和5年度における変更点について

- 要介護等認定(新規・更新・区分変更・転入)申請書の様式変更について

令和5年6月1日より申請書の様式が変更になっています。申請書については、下記ホームページに掲載しておりますので、最新の申請書で申請を行うようお願いいたします。

日向市ホームページ > 組織から探す > 健康長寿部 高齢者あんしん課
> 介護認定係「介護保険制度」> 介護保険関係申請様式
■ 介護保険 要介護・要支援認定申請書(更新申請・変更申請書含む。)

(1) 令和5年度における変更点について

- 医療保険保険者番号の確認について

令和4年度集団指導において、「申請者全員に医療保険者番号等の記入を求めること」としておりましたが、次のように変更します。

- 日向市市国民健康保険及び宮崎県後期高齢者医療保険加入者
保険者名のみ記載してください。
その他の情報(保険者番号、被保険者証番号等)の記載を求めません。
- 上記以外の社会保険等加入者
医療保険者名及び医療保険被保険者番号の記載が必要です。
- 医療保険被保険者証の写しの添付や原本の提示は求めません。

※ご注意ください！

第2号被保険者の取扱いには変更はありません。

従前どおり医療保険者名及び医療保険被保険者記号番号の記載、医療保険被保険者証の提示が必要です。

(2) 要介護・要支援認定申請書等の作成に関する注意点

- 申請書の記載・申請全般について(その1)

- ① 最新の被保険者証の情報に基づき正確に記入

- ・前申請者の情報が残っていること等がないようにしてください

- ② 消えるボールペン、修正液(テープ)は使用不可

- ・二重線で消して、その上(または下)の余白に正しい内容を記入

- ③ 記載漏れ・記載不十分等の書類不備

- ・主治意見書の依頼先(主治医)が決まっていない
- ・調査先調整中
- ・被保険者の転居に伴う住所の誤り

※不備がある場合、内容確認や不備返却など事務処理に時間を要し、認定結果がでるまでに時間がかかることとなります。

(2) 要介護・要支援認定申請書等の作成に関する注意点

- 申請書の記載・申請全般について(その2)

- ④ 主治医の選定

- ・意見書の作成を依頼する**主治医を選ぶのは申請者**です。
- ・**介護の必要性**について判断できる主治医を選んでください。
- ・主治医氏名については必ずフルネームで記入してください。
(医師個人宛に依頼しています。)

- ⑤ 病院の受診について

- ・受診が不定期の場合は、受診予定日がいつなのか確認すること。
確認した内容は、主治医記入欄の余白に受診予定日を記入してください。
→主治医の意見書は、日向市が依頼した日から1～2週間後を目途に
回収期限を設定して依頼しています。

(2) 要介護・要支援認定申請書等の作成に関する注意点

- 申請書の記載・申請全般について(その3)

- ⑥ 区分変更申請の理由

- ・前回の認定調査時と比較し、介護の手間がどう変化したのか。
その理由を具体的に記入してください。

※単に、サービス量が足りないためや家族の希望等によるものは理由として認められません。

- ⑦ 訪問調査先

- ・被保険者証の住所地以外で調査を希望の場合は、必ず調査先の名称(施設・病院名)や住所を記入
- ・入退院や入退所等に伴い本人の居所が変更になる場合は1週間経過後以降の調査となります。

(2) 要介護・要支援認定申請書等の作成に関する注意点

申請書の記載・申請全般について(その4)

⑧ 認定調査の同席者および連絡先

- ・平日の日中(9時から16時の間)連絡のつきやすい連絡先を記入
- ・家族以外に担当ケアマネージャー等が同席する場合も、上記以外にチェックをし、記入してください。

⑨ その他連絡事項

- ・下記に該当するなど、事前に調査員等に連絡する事項がある場合には、窓口で口頭にて連絡するのではなく、必ず連絡事項欄に記入してください。

連絡事項の例)

- ・病名や余命等について、家族や本人に未告知の場合
- ・本人が申請することに前向きでない場合、
認定調査としてではなく、健康調査等として行ってもらいたい場合
- ・訪問調査の日程があらかじめ限られる場合

(2) 要介護・要支援認定申請書等の作成に関する注意点

- 申請書の記載・申請全般について(その5)

- ⑩ 利用中のサービス

- ・訪問調査の日程調整の参考とします。
- ・現在利用中のサービスについて事業所名や利用曜日等
- ・訪問系のサービスを利用している場合は利用時刻を余白に記入してください。
- ・ショートステイを利用している場合は、施設名、利用予定日

- ⑪ 同意欄

- ・印字でなく必ず署名すること
- ・原則、本人署名欄には本人の氏名を自署

本人が署名できない場合・・・

代筆者が本人署名の欄に申請者の氏名を記入し、
代筆者署名欄に代筆者の氏名と続柄を記入

(3) 入院時に申請する際の留意点

- 入院先で調査を希望する場合

次のいずれかに該当することを確認のうえ、申請書を提出してください。

- ① 今後、大きく回復が見込めない程度に心身の状態が安定している。
- ② 回復の見込みがある場合でも、退院の見込みがあり、直近で介護サービス利用が予定されている。

※ 入院・退院・転院に伴い本人の居所が変更になる場合は1週間経過後以降の調査となります。

※ 骨折等に伴うADL低下による認定は、高い介護度になる傾向にあります。退院後に自宅で生活を送り、生活環境により本人の状況が変化した場合は、速やかに区分変更申請を行ってください。

(4)がん末期等により短期間のうちに 急激な状態悪化の恐れがある場合の対応

以下の要件①②をともに満たす場合は、一週間の環境調整等を行わず、調査員の調整が付き次第速やかに訪問調査を実施します。

【至急調査の要件】

- ① 短期間(おおむね1ヶ月)のうちに、生命の危険がある。
- ② 在宅療養等する上で至急に介護保険サービスを利用する必要がある。

- ・上記に該当し、至急調査を行う必要がある場合は、申請書の連絡事項に必ず、「至急調査」の必要がある旨をご記入し、申請書提出時にも口頭で担当職員に申し伝えてください。
- ・緊急を要する場合の調査等については、緊急度が高いと判断された場合のみの対応となります。

(5) 有効期間満了前の更新申請確認について

高齢者の方の心身の状況は変化しやすいため、常に適切なサービスが受けられるよう、定期的な見直しを行うこととなっています。

認定有効期間満了日以降も、介護サービスの利用を希望する場合は要介護認定・要支援認定の「更新申請」が必要となります。

日向市ではこれまで、要介護(要支援)認定有効期間満了前に、更新申請の本人意向等について、サービスを利用されている場合には、担当ケアマネジャー等に連絡し更新の有無について確認を行っておりましたが、令和5年8月末有効期間終了分より確認のための連絡を終了いたします。

今後は、各自(本人及び担当ケアマネジャー等)で認定有効期間満了日を確認し、有効期間満了後も介護保険サービスの利用を希望する場合は、有効期間満了日の60日前から満了日までの間に、更新申請を行っていただくようお願いいたします。